委員長が秩序保持のため傍聴人を制限し又は傍聴人 の退場を命じた事例一覧表

〇 傍聴人を制限した事例

第	第	5	育	第	国
七	六	∃	ī.	=	会回
回	回	<u>[</u>	可	回	次
毎月会 一年外同胞引揚!	議院運営委員会	懲罰委員。	同	議院運営委員会	委員会
別問	会	会		会	
(ソ連地区残留同胞 (ソ連地区残留同胞 在外同胞引揚問題に関	吉田内閣総理大臣出席	議員星野芳樹君懲罰事	会期延長の件	法制局長任命の件	案
田要請事件) 四要請事件)	席要求に関す	事犯の件			件
=	=	=	=	昭 二 和	年
三、	四(二	三	五、五、	三、七、	月
	≡ =	<u>,</u>	薑	五.	日
枚着委傍 に順員聴	聴派議 禁事員	議員	者議の員	委員	制
制交長券 限付保の	止務、連報	以外	傍聴禁止	以外	限
の留発 一分行	絡道 員関	の 者	禁報止道	の 者	l
般百を 傍五各	以係外者	の傍	関係	の傍	た
聴十委 券枚員	の及 者び	聴禁.	者以	聴禁	範
五 十 十 先 枚	で各 傍会	正	外の	正	囲
により決定	委員会にお	において油	同	長宣告	備
定各派の協議	おいて委員			おいて委員	考

三八〇

	六
覧表	委員長が秩序保持のためな
	が秩序
	妤保持の
	のためば
	にめ傍聴人
	人を制限し
	し又
	は傍聴し
	八の退
	場を
	で命じた
	10

閉第一	第		第			第	
会十	十		十			十一	
一 後回	二回		九回			三回	
議	社	法	大		懲		法
院	会	務	蔵	委外 員務、	影	務	務
運営	会労働	委	委	会法	委	委	委
[委員:	委員	員	員	務連	員	員	員
会	会	会	会	合	会	会	会
に要求することの動議 議への出席を差止めることを議長 議員矢嶋三義君の列国議会同盟会	号) 医師法、歯科医師法及び薬事法の医師法、歯科医師法及び薬事法の	(参考人の意見聴取) 売春等処罰法案(衆第一四号)	律案(閣法第一一七号) 公認会計士法の一部を改正する法	外国人登録法案(閣法第八九号)	の件議員岩間正男君外十六名懲罰事犯	外国人登録法案(閣法第八九号)法第一〇号) は関する法律案(閣諸命令の措置に関する法律案(閣がががり) がいがい しょう はいがい はいがい はいがい がいがい はいがい がいがい はいがいがい はいがいがいがい はいがいがい はいがいがい はいがいがい はいがいがい はいがい はいばい はいがい はいが	執行及び赦免等に関する件) (平和条約第十一条による刑の 査 検察及び裁判の運営等に関する調
1110	1110	110	二九、	ニャ、	114,	=======================================	ニャ、
±,≡	七、二九	七、一九	五五五		せ、セ	四四四、 六二三 六六三	0]II , rt
禁止禁止がの者の傍聴	同	つき十枚以内に制限	計理士関係者の傍聴禁止	人につき一枚に制限人につき一枚に制限	委員長において適宜制限	一般傍聴禁止	傍聴禁止
				付許可 が要理者において制限 がら異議申立があり を議の整理者の一般	において決定三式、七、七、左、長、五、七、七、左、長月打合会	いて決定 理事会にお	

		第二		第二	国
		+		十三	会回
		四 回		三回	回次
△→	逓	文	内	 	
公教	信	教	閣	信	委
委 員	委	委	委	委	員
文教委員会公聴	員	員	員	員	
聴	会	会	会	会	会
大号) 大号) 大号) 大号) 大号) 大号) 大号) 大号)	四六号) その他 日本電信電話公社法の一部を改日本電信電話公社法の一部を改	地方教育行政の組織及び運営に 地方教育行政の組織及び運営に 地方教育行政の組織及び運営に 地方教育行政の組織及び運営に でおいて公述人林知義君が公聴 (五月十二日文教委員会公聴 (五月十二日文教委員会公聴 でおいて公述人林知義君が公聴 であた至った経緯に関する件 でするに至った経緯に関する件 でするに至った経緯に関する件	憲法調査会法案(衆第一号)その	四六号)その他日本電信電話公社法の一部を改日本電信電話公社法の一部を改	案件
○の関 関	第正	一件公聴 一律に に に に述会 ○の関 関	他	第正	F
=	会	三	以三、降、	以高	年
五五	期	五	(降会期中	以降会期去	月
$\equiv \equiv$	中		中三	期 <u>一</u> 中四	日
に会自傍 制党由聴	同		つ傍き聴	般	制
限六民券 十主の	1.3	般傍聴禁止	一券	傍聴	限
枚党発			枚に制門	禁止	l
、六行緑十を		112	既を	ملا	た
風枚原会、則			委員		範
三日と 十本し			一人に		囲
枚社て			に		西
いて 決 定 理	することに決定って前国会どおり アポーツ 理事会に	い三、五、五、六、五、二、五、二、五、二、五、二五、二、五、二五、二、五、二、五、二		会におい 、 言、二、三	備
理事会にお	に決定 とせ事会にお	委員会にお		いて決定 万音 野月	考

第六十一回	第五十八回	第四十三回	第 三 十 四 回
文教委員会	大蔵委員会	社会労働委員会	約等特別 等特別 委員 会 員 会
(閣法第一一一号) 大学の運営に関する臨時措置法案	する法律案(閣法第一四号) 国立病院特別会計法の一部を改正	号) 戦傷病者特別援護法案(衆第五三	日本国とアメリカ合衆国との間の出土を開発を主要を表別のののでは、
四四、八、二	四三、四、二七	三八、七、六	以降 会期中 四、 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10
聴禁止 議員、報道関係者以外の傍	院クラブ一枚に制限 大田本共産党一枚、第二 大大田本共産党一枚、第二 大大田本共産党一枚、第二 大大田本社会党二十枚、 大田本社会党二十枚、 大田本社会党二十枚、 大田本社会党二十枚、	枚、民主社会党二枚に制限明会三枚、第二院クラブニ十枚、日本社会党六枚、公侍聴券の発行を自由民主党	適宜発行を原則として委員長が保留しで発行を原則として
	凹、四、三・ 理事会にお	いて決定いて決定	告。四、四 委員会に報告、四、四 要員会に報

	第	第	第	第	国
	百	八十	八十	八 十	会回
	七回	七同	四 同	口口	回次
文	社	内		外	
教	会労働	閣	務	務	委
委	働	委	委	委	員
員	委員	員	員	員	会
会	会	会	会	会	
八号) 一部を改正する法は は国立学校設置法の一 の組織及び運営に が正する法は での正する法は のの正すると のの正する のの正する	律案(閣法第九号) 老人保健法等の一部	元号法案 (閣法第二5	する件) でありまのドラで (プロ野球のドラを) で裁判の運営	日本国と大韓民国との問の両国に隣接する大陸棚の北部に関する協定及び日本日間発に関する協定及び日本日に関する協定及び日本日に関する協定及び日本日に関する協定との問の両国に隣接がいて承認を対している。	案
る法律案(閣法第三 は関する法律の は法及び地方教育行 は法及び地方教育行	部を改正する法	号)	ラフト制度に関する調	を求める協定の間の両国に を求める協定棚が長 の間の両国に	件
				T-	年
三		件以語 審降	五三、	五二、	月
五五五五五、二二二四〇九七二	一一	査上五、 中記 案へ	三、三	五五、 二二 六四	日
制傍	で出一傍	七傍	七留会枚明枚党傍	限傍	制
限聴券	五た枚聴 十場の席	十聴名人	七留会枚明枚党傍枚分民、党、・聴に五主的十十十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	聴券	限
の 発	枚を許可の一枚を許可の一枚を許可の一枚を許可の一枚を許可の一枚を許可の一枚を許可の一枚を計画の一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を	に数を	間へ建目枚半由の限へ会出へ対は	の 発	
行	許入にの 可室対た	限交	発行を自由 日 日 日 日 日 日 日 日 大 ガ 三 三 大 ッ ラ ブ 三 ス ポ ー リ ッ フ ブ ニ ス キ ー リ ッ フ ー リ ー リ ー リ ッ り ー り ー り ー り ー り ー り ー り ー り ー り ー り	発行を六十枚に	l ,
を 五 十	さし、せ	替を含	ーペプ本社会を ーペプ本社会を ッ秀三共一議自	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	た
六	る空百	め入	報員枚些枚一出	枚	範
枚に	条席五 件が十	室	道長 `党 `十民 分保社六公五主	制	囲
					備
					考

第百十三回		第百十二回
員会 する調査特別 大制問題等 に関	建設委員会	社会労働委員会
(リクルート問題等に関する件)税制問題等に関する調査	(住宅・都市整備公団家賃値上 (祖宅・都市整備公団家賃値上	会 戦時災害援護法案(参第三号) 見童扶養手当法等の一部を改正する法律案(閣法第十八号) は関する法律案(閣法第六九号) は関する法律の一部を改正する法律案(閣法第十〇号) は漢案(閣法第十〇号) は漢案(閣法第十〇号) は漢案(閣法第十〇号) は神案(閣法第十〇号) は神案(閣法第十〇号) は神案(閣法第十〇号) は神案(閣法第十〇号) は神案(閣法第十八号) は神案(閣法第十八号) は神案(閣法第十八号) は神案(閣法第十八号) は神案(閣法第十八号) は神案(閣法第十八号) は神案(閣法第十八号) は神案(閣法第十八号) は神案(閣法第十八号) は神案(閣法第十八号) は神案(閣法第十八号) は神案(閣法第十八号) は神案(閣法第十八号) は神案(閣法第十八号) は神案(閣法第十八号) は神経の一部を改正する法律案(閣法第十八号) は神経の一部を改正する法律案(閣法第十八号) は神経の一部を改正する法
空、 一三、 一三、 七六	六三、四、二一	六三、 五、一七
限っずいのでは、日本社会党・国民を対して、日本社会党・国民連合二枚、日本社会党・大の方が、日本共産党三枚、新政党・国民会議のでは、一枚、二院政党・国民会議をは、日本社会党・護憲共関のが、日本社会党・護憲共、の発行を自由民主党を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	五枚を許可 五枚を許可 五枚を許可 三回に分けて入 正がで合計百三十	十枚に制限 十枚に制限 を空席が出た
		いて決定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第 百	第 百		第 百	玉
<u> </u>			<u></u>	会
一 五	十 三		+ =	回
回	回			次
子	員に国 会関際		委題証 員に券	委
算	す平		会関及	_
委	る和 特協		すび る金	員
員 会	別力		特融	会
	委等		別問	
平成四年度一般会計: (機第1号) (機第1号) (機第1号) (本京佐川問題につ	国際連合平和維持活動等に対している。 「参第三号」 国際平和協力業務及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律案(第百二世の国会閣法第六号) 国際平和協力業務及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律案(第百二世級)	同	(証券及び金融問題に	案
医保機関補正予算(特会計補正予算(特	関する法律案 (第百二十一 会法律案 (第百二十一 会法律案 (第百二十一 (第百二十一 (第1) (第1) (第1) (第1) (第1) (第1) (第1) (第1)		P題に関する調査 (関する調査	件
			平成	年
рц 	件以四	≒	≒	月
=	查上五 中記二	九	九、	H
七	案天	Æ.	рц 184 у А — III и 154	
枚新枚産ツ会主六傍に党一党・議連枚聴	許ば三傍 可そ十聴	同	院ポ合二同八傍 クー参枚八枚聴 ラツ議、枚、券	制
削一二二国二台 菸	の枚券 範との		クー参枚八枚聴 ラツ議、枚、券 ブ・院日、日の 一国二本公本発	限
、ク、連、枚本発	囲し発		一国二本公本発	L
安フ連合氏 住行 員ブム二社公会を	内 ` 行 で退を		枚民枚共明社行に連、産党会を	-
WY 大会員 大連合学議院 大連合学議院 大連合学議院 大連合学議院 大連合学議院 大連合学議院 大連合学表院 大連会 大連合学表院 大連合学表院 大連合学表院 大連合学表院 大連合学表院 大連合学表 大連合学表 大連合学表 大連会 大連合学 大連合学 大連合学 大連合学 大連合学 大連合学 大連合学 大連合学 大連合学 大連合学 大連会 大連会 大連合学 大連会 大連会 大連会 大連会 大連会 大連会 大連会 大連会	更出原 に者則		制合民党・党自限一社二国・由	た
留、議日ス・護民	傍がと		枚党枚民護民	範
分日院本ポ国憲主 二本二共 民民党	聴あし をれて		・ `会憲主 参ス連議共党	囲
		て決た四理	いて決定	備
		事会におい	理事会にお	考

第百四十回	第百三十六回	第百三十二回	第百二十六回
同	同	同	同
で) (オレンジ共済組合問題につい予算の執行状況に関する調査	で) では、 には、 では、 では	(東京共同銀行問題に関する件)予算の執行状況に関する調査	(東京佐川問題等に関する件)予算の執行状況に関する調査
九、 四、三、三 一、二、二 一、六二	八、 五 <u>五</u> 、 二一	七、三、二九	五、四、一
枚に制限 大に制限 大に制限 大に制限 大に制限 大に制限 大に制限 大に制限 大	枚、二院クラブ一枚に制限共産党・護憲連合四枚、日本主党・護憲連合四枚、日本上が、平成会七枚、社会民族・登場を開発の発行を自由民主党	保聴券の発行を自由民主党 のでは、 ので	快聴券の発行を自由民主党 大枚、日本社会党・国民 会議二合、枚、日本社会議二合、大校、日本社会主义。 会議二合、大校、日本社会主义。 会議二合二校、民主政事連合二 校、日本北 会工校、日本北 会工校、日本北 日本 会工校、日本北 日本 会工校、日本北 日本 会工校、日本 会工校、日本 会工校、日本 会工校、日本 会工校、日本 会工 会議 会工 会 会工 会
いて決定 理事会にお	いて決定 理事会にお		

第百六十九回	第百六十八回	第百五十一回	第百四十六回	国会回次
同	外 交	予 算	財 政 ·	委
	外交防衛委員	委	金 融	員
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	員会	委員会	会
同	(防衛省問題に関する件)外交、防衛等に関する調査	平成十三年度一般会計予算(予) 平成十三年度政府関係機関予算 (財団法人ケーエスデー中小企業 経営者福祉事業団問題について) 平成十三年度一般会計予算(予)	(商工ローン問題に関する件)財政及び金融等に関する調査	案件
		業 算		年
==0	九、一	=	=	月月
五 三	一、	三		日
護共会枚緑傍 憲産八、風聴	一枚公民緑傍 枚、明主風聴	一枚無会二党党傍 枚 `所民枚・・聴	議院の会一枚に制限連合一枚、と明党二枚、社会民主党大、社会民主党、日本党一党二枚、社会民主党・新経済の会の発行を自由	制
連党枚自会券合一、由・の	に社党党会券制会二・・の	枚、所民・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の一枚公、券 会枚、明民の	限
一枚公民国発 枚、明主民行 に社党党新を	限民枚無日発主、所本行	制院の会一校、自由党・護憲連合との発行を自由を対している。	一、社党王発 枚自会二党行 に由民権・を	L
制会二・・民 限民枚無日主	・本の人主民	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70 11/10/11	た範
主、所本党 党日属十・ ・本の二新	K 大文 大文 大文 大文 大文 大文 大文 大文 大文 大文	· 真是 自由一个人。 自由一个人。 自由一个人。 一个人。 一个人。 一个人。 一个人。 一个人。 一个人。 一个人。	枚·本風民 、護共会主 参憲産六党	囲
		いて決定	い二、 て 決 定 元、 元	備
理事会にお		理事会にお	理事会にお	考

第百九十六回	第百九十三回	第百八十回
同	予 算 委 員 会	財政金融委員会
裁文書書換え問題について) (学校法人森友学園に関する決予算の執行状況に関する調査	で) おから では できない できない できない できない できない できない できない できない	産運用問題に関する件) (AIJ投資顧問による年金資財政及び金融等に関する調査
비() 비(기부	二九、三、二三	1187 8718
傍聴券の発行を自由民主 党・こころ十一枚、公明党 ・ 新緑風会四枚、公明党 ・ 新緑風会四枚、公明党 ・ 大・ 一枚、 一枚、 日本共産党二枚、日本共産党二枚、 ・ 日本共産党二枚、 ・ 日本共産党二人。 ・ 日本共産党二人。 日本共産党工人。 日本共産工工、 日本共产工工、 日本共产工工、 日本共产工工、 日本共产工工、 日本共产工工、 日本共产工工工、 日本共产工工工工工、 日本共产工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	クラブー枚に制限 (自由・社民)一枚、無所属 (自由・社民)一枚、希望の会 大の会の会ので、のの会ので、日本共産党二枚、日本共産党二枚、日 に対、日本共産党二枚、日 に対し、日本共産党二枚、日 に対し、日本共産党の会	党一枚に制限が、日本共産党・たちあがれ日本・無所別の会十枚、公明党二枚、自由民主が、のが、自由民主が、のが、日本共産党を設定がある。
50、5、50 理事会にお	において決定 理事懇談会	いて決定 理事会にお

傍聴人の退場を命じた事例

閉第 六	第六十	第一	第	第	第		国
会士	+	二十四四	九	七	五		会回
後回	回	回回	回	回	回		次
大	同	内	議院	委題在 員に外	議院		委
蔵委		閣委	運	今関同	運営		員
員		員	営委員	関する特別	議院運営委員会		会
会		会	会	別問	会		<u> </u>
る件) (当面の財政及び金租税及び金融等に関す	律案(閣法第一号)行政機関の職員の定員	委員長青木一男君不信	本日の議事に関する件	関する件―所謂徳田(ソ連地区残留同胞在外同胞引揚問題に関	同	会期延長の件	案
政及び金融等に関す寺に関する調査	長に関する法	男君不信任の動議		[要請事件] 実態調査に ない。			件
四	 <u> </u>	=	-11	=	=	昭 二 和	年
四 五 九	四四、	三、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五	選、二、1 三、1	三	四、 五、	五、五、	月
九、一〇	五	売	薑	三、三、三、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二	莹	=	日
うとした一般傍聴者一名質疑中の委員にメモを渡そ	名メモしていた一般傍聴者一	委員、報道関係者以外の者	酒気を帯びた者	議院議員二名 発言多く議事を妨害した衆	喫煙していた衆議院議員	委員以外の者	退場を命ぜられた者
執行した。 執行した。 執行した。	禁止されていた。 第六十六回国会閉会	委員会議室混乱のた		衛視が執行した。	た。 は禁止されてい は禁止されてい な議覧に はいまで、委 を議院規則の一部改 第八回国会における 第八回国会における	委員会議室混乱のた	備考

第百二十三回	第 百 九 回	
員会公聴会 に関際平和協力等 変勢	環境特別委員会	
国際連合平和維持活動等に対する法律案の実施等に関する法律案(第百二十一回国会閣法第六号) 国際平和協力業務及び国際緊急援助際の派遣に関する法律案(第百二十一回国会閣法第六号) 国際平和協力業務及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律案(第百二十一回国会閣法第五号)	同	三六号) 三六号) と (第百八回国会閣法第 公害健康被害補償法の一部を改正
成四	 	喜 、·
五、 二 六	九、一八	九、一六
同	同	議事を妨害した一般傍聴者
衛視が執行した。 静粛 を 乱 し た た め	同	静粛を乱したため